

北海道北見北斗高等学校(全日制) 学校いじめ防止基本方針

目 次

1	学校いじめ防止基本方針	・・・ P 2
2	いじめとは	・・・ P 2
	(1) いじめの定義	
	(2) いじめに対する基本的な考え方	
	(3) いじめの内容	
	(4) いじめの要因	
3	いじめに対する指導体制・組織的対応	・・・ P 3
	(1) いじめ防止対策委員会	
	(2) いじめ対策臨時チーム	
	(3) いじめ対策特別チーム	
4	いじめの防止	・・・ P 4
	(1) 学業指導の充実	
	(2) 特別活動、道徳教育の充実	
	(3) 教育相談の充実	
	(4) 人権教育の充実	
	(5) 「生命（いのち）の安全教育」の推進	
	(6) 情報教育の充実	
	(7) 保護者・地域との連携	
	(8) 教職員の資質向上を図る研修	
5	いじめの発見	・・・ P 4～5
	(1) いじめの早期発見	
	(2) 情報の共有と対応の流れ	
6	いじめへの対応	・・・ P 5～6
	(1) 生徒への対応	
	(2) 関係集団への対応	
	(3) 保護者への対応	
	(4) 関係機関との連携	
7	ネットいじめへの対応	・・・ P 6
	(1) ネットいじめとは	
	(2) ネットいじめへの対処	
8	いじめ解消の判断基準	・・・ P 7
9	附則	・・・ P 7
別紙	いじめ対策（個別事案）における対応の組織と流れ	・・・ P 8
様式例 1	いじめ防止等のための年間指導計画	・・・ P 9
様式例 2	いじめ対策に係る指導・支援計画	・・・ P 10

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自ら命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、本校では「北海道いじめ防止基本方針」を踏まえ、生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、学校や市町村の内外を問わず、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- 「いじめは決して許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- 「いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こり得る」との認識
- 「いじめられている生徒の立場に立った親身の指導を行う」との認識
- 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、いじめに該当する可能性があるとの認識
- 善意に基づく行動であっても、いじめにつながる可能性があるとの認識
- 被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わることがあるとの認識
- 「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」など周囲に生徒がいるとの認識

(3) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、犯罪行為として取り扱われるべきものも含め、次のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 不快になるような性的な言動をされる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(4) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、「北海道いじめ防止基本方針」のⅠ 1 (2)の「ウ いじめの要因」に記載の点に留意する。

3 いじめに対する指導体制・組織的対応

本校では、「北海道いじめ防止基本方針」のⅠ2(1)の「ア 学校の責務」と「イ 教職員の責務」に記載の責務を果たすため、校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めるよう、次のような体制により、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プラン等を策定し実行し、記録するなど、いじめに対して組織的に対応する。【別紙】

(1) いじめ防止対策委員会（常設）

いじめを未然に防止し、早期に発見するために、次の業務を行う。構成員は、校長、副校長、教頭、生徒指導部長、学年主任、教育相談担当、特別支援教育担当、養護教諭、PTA 推薦の保護者（オの業務を除く）とする。

ア 学校いじめ防止基本方針の改定案の作成

なお、作成の際には地域住民や在籍生徒の意見を聞く機会を設ける。

イ いじめ予防に係る人権教育、道徳教育等の年間指導計画の作成（【様式例 1】）

ウ いじめの早期発見の取組（アンケートの実施・集約・分析、日常の情報収集）

エ いじめ対応の総括・検証・必要な改善

オ いじめに関する情報を基に臨時チーム、特別チーム編成の検討

(2) いじめ対策臨時チーム（発生時、個々の事案について編成）

いじめ、あるいは、いじめが疑われる事案について、次の調査から認知、解消までの間の業務を行うため編成する。構成員は、原則として、校長、副校長、教頭、生徒指導部長、当該学年主任、必要な生徒指導部員、関係学級担任、関係部顧問、スクールカウンセラーなど、事案等に応じて組織する。

ア 事実関係の調査 → 事実内容によっては警察や関係機関の協力要請

イ いじめ認知の判断 → いじめとして捉えられない場合は生徒指導部で対応協働

ウ 指導・支援計画（【様式例 2】）作成 → 特別指導が必要な生徒は生徒指導部で対応協働

エ 具体的な手立てと指導体制の確立 → 全校体制構築、必要な校外人材の協力

オ いじめの解消 → 「いじめの解消」の項を参照

カ 対応の検証 → 対応を総括・検証し、必要な改善を、いじめ防止対策委員会へ報告

(3) いじめ対策特別チーム（発生時、個々の事案について編成）

いじめの事案の中でも、次のような重大事態、あるいはその疑いがある場合に、特別に編成する。構成員は、上記（2）の構成員に準じながら、個別案件に応じて組織する。また、教育委員会に報告するとともに、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。なお、生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときも、重大事態があったものとして対応する。

ア いじめにより、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じたとき（生徒が自殺を企図した場合、精神性の疾患を発症した場合、身体に重大な障害を負った場合、高額の商品を奪い取られた場合など）

イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間の欠席 30 日が目安だが、一定期間、連続して欠席している場合は状況により判断）

4 いじめの防止

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性、対人交流の能力の素地などを育てることが重要であることから、次の取組を行う。

(1) 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり
- ・子ども理解のための支援ツールを活用し、よりよい人間関係を構築する上で必要な能力を育成する取組の促進

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・特別活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・ボランティア活動や他校との交流の充実

(3) 教育相談の充実

- ・面談の実施
- ・アセスメントツール「心と身体のチェック」の活用
- ・SOS の出し方など、自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる取組

(4) 人権教育の充実

- ・教科「公民」による人権教育の充実
- ・人権尊重、人権意識の高揚
- ・性的マイノリティ、ヤングケアラーなど多様な背景を持つ生徒等への対応や支援
- ・性暴力防止に向けた取組

(5) 「生命（いのち）の安全教育」の推進

- ・教科「保健」「家庭」、特別活動におけるモラル教育の充実
- ・「自殺予防のためのプログラム」の普及・啓発

(6) 情報教育の充実

- ・教科「情報」におけるモラル教育の充実
- ・ネットいじめを防止する取組と、保護者への理解と協力

(7) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の実施

(8) その他

- ・生徒のいじめ防止にかかる講演会等の実施
- ・教職員の資質向上を図る、いじめ防止対策委員会主催等の校内外研修

5 いじめの発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、教員と生徒の信頼関係に基づく早期発見・早期対応である。教員は日頃からアンテナを高くし、些細な兆候であってもいじめとの関連を考慮して、生徒の言動に留意するとともに、次の取組を行う。

(1) いじめの早期発見

- ・定期的アンケート調査の年複数回実施
- ・「おなやみポスト」などの相談窓口の設置・周知

- ・ネットパトロールの定期的な実施

(2) 情報の共有と対応の流れ

別紙1によると、いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐにやめさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保し、速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告する。

6 いじめへの対応

学校は、3の「いじめに対する指導体制と組織的対応」により、8に示した「いじめの解消」に至るまで、次の対応を継続する。

(1) 生徒への対応

① いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、ともに考える。
- ・活動の場を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

② いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの加害行為を認識させる。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせ、謝罪の気持ちを醸成させる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

① いじめられている生徒の保護者に対して

- ・相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。
- ・じっくり話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

②いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・ いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・ 生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・ 行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・ 何か気付いたことがあれば報告してもらう。

③保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・ 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・ 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

①教育委員会との連携

- ・ 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整

②警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係との連携

- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療、指導・助言

7 ネットいじめへの対応

本校では、いわゆる「ネットいじめ」に関しては、特に次の点に留意して対応する。

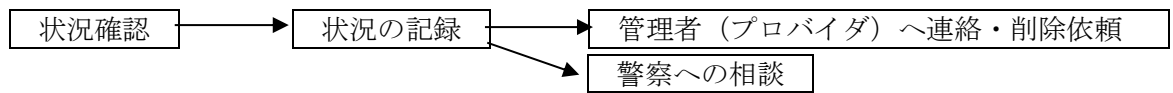
(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為となる場合もある。

(2) ネットいじめへの対処

基本的に、5の「いじめの早期発見」、6の「いじめへの対応」に準じて行うが、ネットといじめ特有の課題に対処するため、次の点に留意する。

- ・ 閲覧者からの情報も情報源として捉える。
- ・ 書き込みや投稿に対して、被害生徒が特定できない場合は学校としての対応を検討する。
- ・ 書き込みや投稿に対して、被害生徒や保護者の意向に即し次のような対応を助言する。



8 いじめ解消の判断基準

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできず、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する必要があることから、少なくとも次の2つの要件が満たされていることをもって解消したと考える。ただし、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案し判断する。

なお、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒について日常的に注意深く観察する。

① いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
- ・期間は少なくとも3ヶ月を目安とする。
- ・さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。
- ・被害生徒及び保護者に対し、面談等により確認する。

9 附則

この基本方針は、「いじめ防止対策委員会」により、毎年見直しを行い、必要な改定を行った際には、ホームページ等で速やかに公表する。

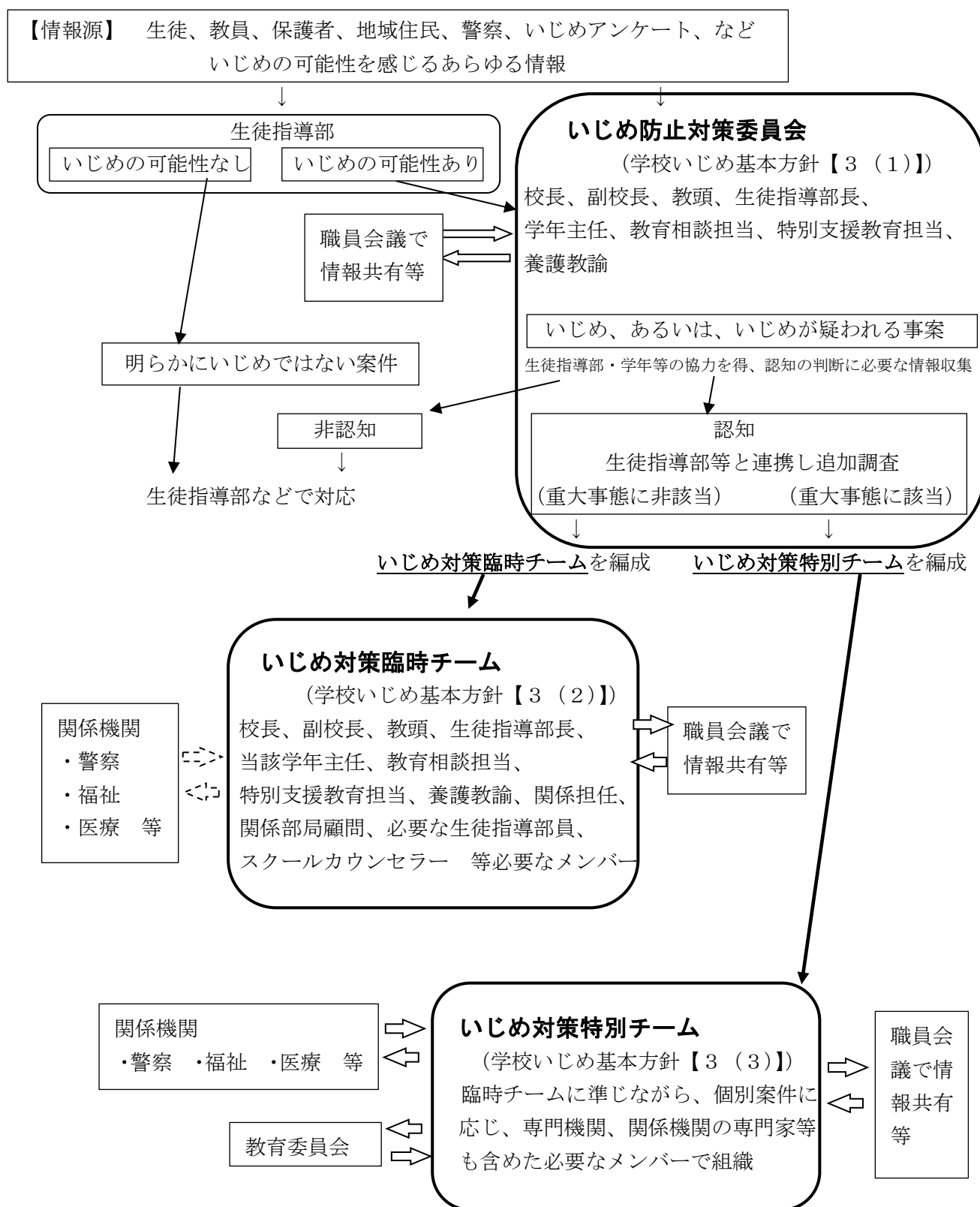
公布 平成 26 年 2 月 18 日

施行 平成 26 年 2 月 18 日

改定 平成 31 年 3 月 18 日

改定 令和 5 年 12 月 20 日

いじめ対策（個別事案）における対応の組織と流れ



様式例 1
【いじめ防止等のための年間指導計画(令和 年度)】

月	対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	教員研修等	取組の検証
4	いじめ防止対策 委員会の実施				
5	いじめ防止対策 委員会の実施				
6	いじめ防止対策 委員会の実施				
7	いじめ防止対策 委員会の実施				
8					
9	いじめ防止対策 委員会の実施				
10	いじめ防止対策 委員会の実施				
11	いじめ防止対策 委員会の実施				
12	いじめ防止対策 委員会の実施				
1					
2	いじめ防止対策 委員会の実施				
3	いじめ防止対策 委員会の実施				

様式例 2

第 回 いじめ対策に係る指導・支援計画（件名： ）

1 開催日時

開催日時	年 月 日() : ~ :	開催場所	
出席者			

2 これまでの指導・支援と現在の生徒（保護者）の状況

	これまでの指導・支援の内容	生徒・保護者の状況
被害生徒		
被害生徒の保護者		
加害生徒		
加害生徒の保護者		

3 今後の指導・支援・指導体制

	指導・支援の内容	期限	対応者
被害生徒			
被害生徒の保護者			
加害生徒			
加害生徒の保護者			